

(3)

表示板交付基準

(1) 表示板とは（条例第32条、規則第8条）

表示板交付基準は、「施設に入ることができる」と目的とした一般都市施設整備基準及び「施設の目的＝用途を享受できること」を可能にするための指定施設整備基準に加えて、よりバリアフリーに配慮した基準を掲げることで、さらなるバリアフリー施設を誘導するものとして定められた基準です。

表示板交付基準を満たした施設は、通常よりも広い敷地内の通路や、通常よりも多い数の車いす使用者用便房が整備され、より使いやすい施設となります。

施設の所有者又は管理者は、表示板交付基準を満たすことにより、表示板の交付を請求することができます。交付を受けた表示板は、施設の利用者から見やすい場所に掲示してください。

各基準の関係図



多数の者が利用する施設

多数の者が利用する施設は、読み替え規定により、表示板交付基準の各項目を適用します。

(2) 表示板の交付例

港南公会堂



第8号様式（第8条第2項）



横浜市福祉のまちづくり条例

（縦25センチメートル、横20センチメートル）

1. 移動等円滑化経路

表示板交付基準

(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

- | | |
|---|---|
| ア | 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路 |
| イ | ★建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所及び車いす使用者用便所（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウ及びエにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該便所及び便所までの経路 |
| ウ | 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路 |
| エ | ★建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する、10の項に定める構造の浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合 利用居室、住戸又は住室から当該浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）までの経路 |
| オ | 建築物に、住戸又は住室を設ける場合 道等から当該住戸又は住室までの経路 |
| カ | 5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路 |
| キ | 5の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所に おむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路 |

(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2. 敷地内の通路

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|---|---|
| ア | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| イ | 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。
(7) 段の上端及び下端に近接する部分
(1) 車路に近接する部分 |
| ウ | 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。
(7) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。
a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
b 握りやすい形状とすること。
c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 |

表示板交付基準

ア	(7)	d 段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合は、この限りでない。
	e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
	f	手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
	(1)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
	(ウ)	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
	(イ)	★段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。
	(オ)	回り段でないこと。
	(カ)	★蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。
	(キ)	★踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。
	(ク)	★幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
	(ケ)	蹴込板を設けること。
	(コ)	段鼻には、滑り止めを設けること。
エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	
	(7)	勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。
	a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
	b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
	c	握りやすい形状とすること。
	d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
	(1)	その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
	(2)	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。
	ア	★道等から主要な出入口に至る通路とすること。
	イ	表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。
ウ	★幅は、180センチメートル以上とすること。	
	エ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
	オ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	傾斜路は、次に掲げるものであること。	
	(7)	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。
	a	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上
	b	蹴上げの寸法が、18センチメートル以下
	c	踏面の寸法が、26センチメートル以上

表示板交付基準	
力	<p>(1) 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超える場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(イ) 2(1)工(7)に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</p> <p>c 握りやすい形状とすること。</p> <p>d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p>
キ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。
ク	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。
(3)	道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びオ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びオ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

3. 駐車場

表示板交付基準	
(1)	★敷地内に車いす使用者用駐車施設を機械式駐車場以外で1以上(総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。
(2)	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
ア	幅は、350センチメートル以上とすること。
イ	1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
ウ	奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。
エ	水平な場所に設けること。
オ	障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。
(3)	車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。

4. 出入口

表示板交付基準	
移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。	
(1)	幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。
(2)	直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
(3)	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

表示板交付基準

- (4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。
- (5) ★直接地上へ通ずる出入口の戸の全面が透明な場合には、戸及びその周囲に衝突を防止するための措置を講ずること。

5. 廊下等

表示板交付基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。

- (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140センチメートル以上とすること。

ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

カ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。

キ 授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近に、その旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

ク おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

6. 階段

表示板交付基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

ア 両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。

2の項(1)ウ(ア)再掲

(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。

a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b 握りやすい形状とすること。

c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

表示板交付基準

- d** 段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合は、この限りでない。
- e** 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
- f** 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

- イ** 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ウ** 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
- エ** 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- オ** 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。
- カ** 回り階段でないこと。
- キ** 跳上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。
- ク** 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。
- ケ** 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
- コ** 跳込板を設けること。
- サ** 段鼻には、滑り止めを設けること。

- (2)** (1)の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ピーチが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等を利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。
- (3)** (2)の規定にかかわらず、(1)の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ピーチが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。
- (4)** (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ピーチが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等を利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。

7. 傾斜路

表示板交付基準

- (1)** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等を利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

- ア** 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)工(ア)に定める構造の手すりを設けること。

2の項(1)工(ア)再掲

- (7)**
- a** 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
 - b** 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
 - c** 握りやすい形状とすること。
 - d** 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

- イ** 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

表示板交付基準

ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。 (7) 跡上げの寸法が、18センチメートル以下 (1) 踏面の寸法が、26センチメートル以上 (ウ) 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
エ	2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。
2の項(1)エ(ア)再掲	
(7)	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。 c 握りやすい形状とすること。 d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

8. エレベーターその他の昇降機

表示板交付基準

(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。	
ア	かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
エ	乗降口ビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
オ	かご内の左右両面の側板及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

表示板交付基準

主	乗降口バーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
ク	★次に掲げるものであること。 (ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。 (イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
コ	かご内及び乗降口バーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (ア) 点字 (イ) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (エ) その他これらに類するもの
サ	かご内又は乗降口バーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
(2) 移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。	

9. 便所

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。	
ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。
エ	次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (ア) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。 (イ) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 (ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。 (ア) 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 (イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。 (ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。 (エ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。

表示板交付基準

カ

車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。

(7) 手すりを設けること。

(1) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。

(2) ★不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所を設ける階ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

ア

便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。

(7) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(1) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。

a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり(以下「L型手すり」という。)を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。

b L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。

c L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。

d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。

e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。

(ウ) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。

a 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。

b 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。

c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(カ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。

a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

b 洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。

c 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。

(カ) 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。

(キ) 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。

(ク) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。

(ケ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

イ

便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。

(1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。

(3) ★不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所を設ける階ごとに次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

ア

便所内に、次に掲げる便房を1以上設けること。

(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房

(1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房

イ

当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。

10. 浴室、シャワー室又は更衣室

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。

ウ 出入口は、次に掲げるものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(1) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。

オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

11. ホテル又は旅館の客室

表示板交付基準

(1) 客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。

(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所は、次に掲げるものであること。

(7) 9の項(2)アイから(イ)までに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。

(1) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(7) 水洗器具を備えた便房を設けること。

イ 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。

(7) 車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(7) 出入口は、ア(1)に掲げるものであること。

(1) 車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。

(7) 水栓は、容易に温度調節のできるものとすること。

ウ 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。

エ ベッドは、次に掲げるものであること。

(7) ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。

(1) ベッドは、車椅子のフットサポートが下部に入る高さとすること。

オ 高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。

カ コンセント、スイッチ等は、床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとすること。

キ スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。

12. 客席及び舞台

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|---|---|
| ア | ★車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、可視線に配慮し、出入口から容易に到達できる位置に2以上（客席の総数が200を超える場合は、当該席数の100分の1以上）設けること。 |
| イ | ★客席の総数が200席を超える場合は、車いす使用者用の客席を2か所以上に分散して設けること。 |
| ウ | 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路のうち1以上は、次に掲げるものであること。
(7) 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。
(1) 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。
(2) 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 |
| エ | 車いす使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。 |

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|---|--|
| ア | 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。 |
| イ | 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。 |
| ウ | 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 |

13. 標識

表示板交付基準

(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。

- | | |
|---|--|
| ア | 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 |
| イ | 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。 |

(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。

(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

14. 案内設備

表示板交付基準

(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- | | |
|---|--|
| ア | 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとすること。 |
|---|--|

表示板交付基準

- イ** 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- ウ** 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。
- エ** 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
- オ** 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

- ア** 点字
- イ** 文字等の浮き彫り
- ウ** 音による案内
- エ** その他これらに類するもの

(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。

15. 案内設備までの経路

表示板交付基準

歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- (1)** 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- (2)** 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。

16. 視覚情報伝達設備

表示板交付基準

(1) 視覚障害者用誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。)の構造は、次に掲げるものでなければならない。

- ア** 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。
- イ** 周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。
- ウ** 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、および輝度の低下が少ない素材とすること。
- エ** 形状は、次のとおりとすること。
 - (7) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。
 - (1) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。
 - (7) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。

(2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始終端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。

(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。

(4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。

17. 聴覚情報伝達設備

表示板交付基準

- (1) 別表第1 1建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合には、そのうち1以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。
- (3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。

18. 誘導設備

表示板交付基準

- (1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。
- (2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。

19. 附帯設備

表示板交付基準

- (1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。
- (2) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。
- ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。
- イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。
- (3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。
- ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。
- イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

★：指定施設整備基準よりも、高い水準が求められる項目

(備考)

- 1 別表第1 1建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定するものを除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
- 2 5の項(2)キ及びク並びに9の項(3)に規定する整備基準は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設には適用しない。
- 3 8の項(1)クに掲げる基準は、別表第1 1建築物の部34の項及び35項に掲げる施設にあっては、床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限って適用する。